

東久留米市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

目 次

第1章 計画策定の概要	
1 計画策定の背景及び趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 子ども・子育て支援新制度の概要	
5 計画の策定方法	
第2章 東久留米市子ども・子育て支援等の現状	
1 人口と出生の現状	
2 子育て支援の現状	
3 ニーズ調査の結果	
第3章 基本事項	
1 サービス見込み量の算出方法	
2 教育・保育提供区域の設定	
3 幼児期の教育・保育	
4 地域子ども・子育て支援事業に関する事項	
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容	
第4章 その他の事項	
1 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	
2 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都との連携	
3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	
第5章 計画の推進	
1 計画の推進体制	
2 進捗状況の管理	

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

(1) 子ども子育てをめぐる動きについて

我が国の平成24年の出生数は103万7,231人となり、前年より1万3,575人減少しました。また、合計特殊出生率（1人の女性が生涯にわたり子どもを生む子どもの数）は1.41となり、微増傾向にはあるもののなお低い水準となっています。平成24年度の推計によれば、日本の人口水準を維持するために必要な合計特殊出生率（人口置換水準）は2.07とされており、今後も低い水準が続く場合、将来の日本の人口が減少することにつながります。

また、社会全体の潮流として、核家族化の進展や共働き家庭の増加、就労形態の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しており、子育てに対する価値観の多様化や地域のつながりの希薄化などにより、相談相手に恵まれず、子育てに不安を抱く保護者も多いと考えられます。

こうした状況を反映して、特に都市部において保育需要に対応するため、保育所等の定員の拡大を図っているものの、供給が追いつかず、いわゆる「待機児童」の増加が課題となるとともに、子育て支援に対する市民からのさまざまな要望が寄せられています。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境から、子どもが安心な環境で生まれ成長できるよう、また、保護者が子どもと向き合い喜びとともに子育てができるよう、行政や地域社会など、社会全体で子どもの育ちと子育てを支援していくことが求められています。

(2) 国の動向

国では、子育て支援のための基本的方向と施策を盛り込んだ「エンゼルプラン（今後の子育てのための施策の基本的方向について）」の公表以来、子育て支援に取り組んできました。また、「新エンゼルプラン（重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について）」では、保育関係に加えて雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた総合的な実施計画となりました。

平成15年には「次世代育成支援対策推進法」、「少子化対策基本法」が相次いで制定されました。この中では、子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資する施策を進めていくこととして、地方公共団体と事業主が、次世代育成支援のための取り組みを促進するために行動計画を策定し、実施していくこととしました。

(3) 東久留米市の次世代育成支援

本市においても、平成17年3月に「東久留米市次世代育成支援行動計画(前期)」を、平成22年3月には「東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)」を策定して、子育て支援に取り組んできました。

この計画では、『子どもがのびのび心豊かに育つまち、ひがしくるめ』を目指して～光り輝く子どもの成長、喜びあふれる子育てのために、地域全体で支える仕組みづくりの実現を』を基本理念として、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政などが連携し社会全体の連帯で作りに上げていくことを目標にしました。

(4) 計画策定の趣旨

これらの社会情勢を背景に、平成24年8月、安心して子どもを生き育てることのできる社会の実現を最重要課題の一つと認識し、待機児童解消や社会全体で子ども・子育てを支援するため、「子ども子育て支援法」をはじめとする、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

【子ども・子育て支援法 基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」)は、子ども・子育て支援法の基本理念のもと、本市の子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取組を一層促進するとともに、教育・保育および子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めることで、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくための体制づくりを進めていくため策定するものです。

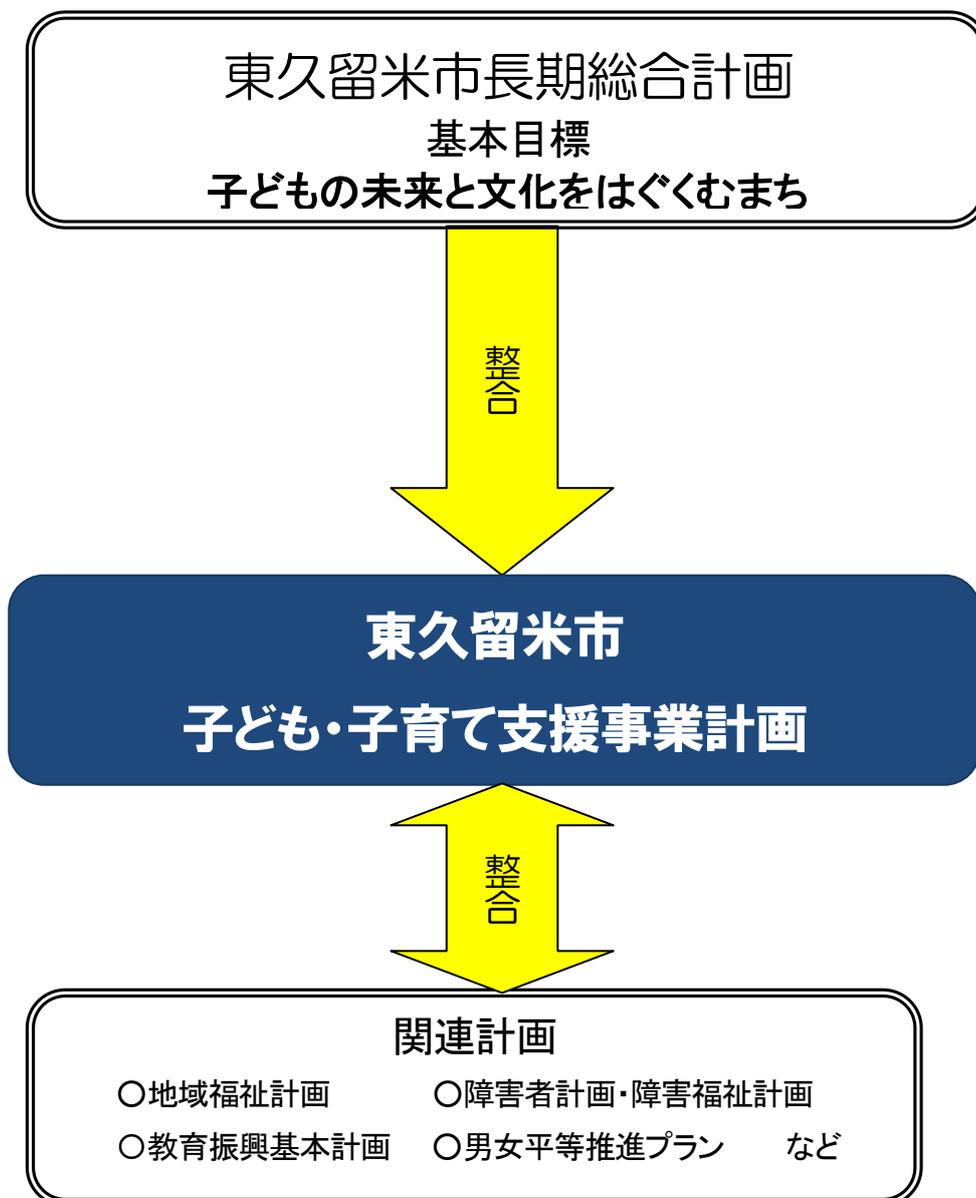
2 計画の位置づけ

(1) 基本的な位置づけ

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、策定するものです。

(2) 関連計画との関係

この計画は、「東久留米市長期総合計画」、「東久留米市地域福祉計画」、「東久留米市障害者計画・障害福祉計画」、「東久留米市教育振興基本計画」、「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市男女平等推進プラン」などの諸計画との整合を図ります。



3 計画の期間

この計画は、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とし、平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間で計画期間とします。

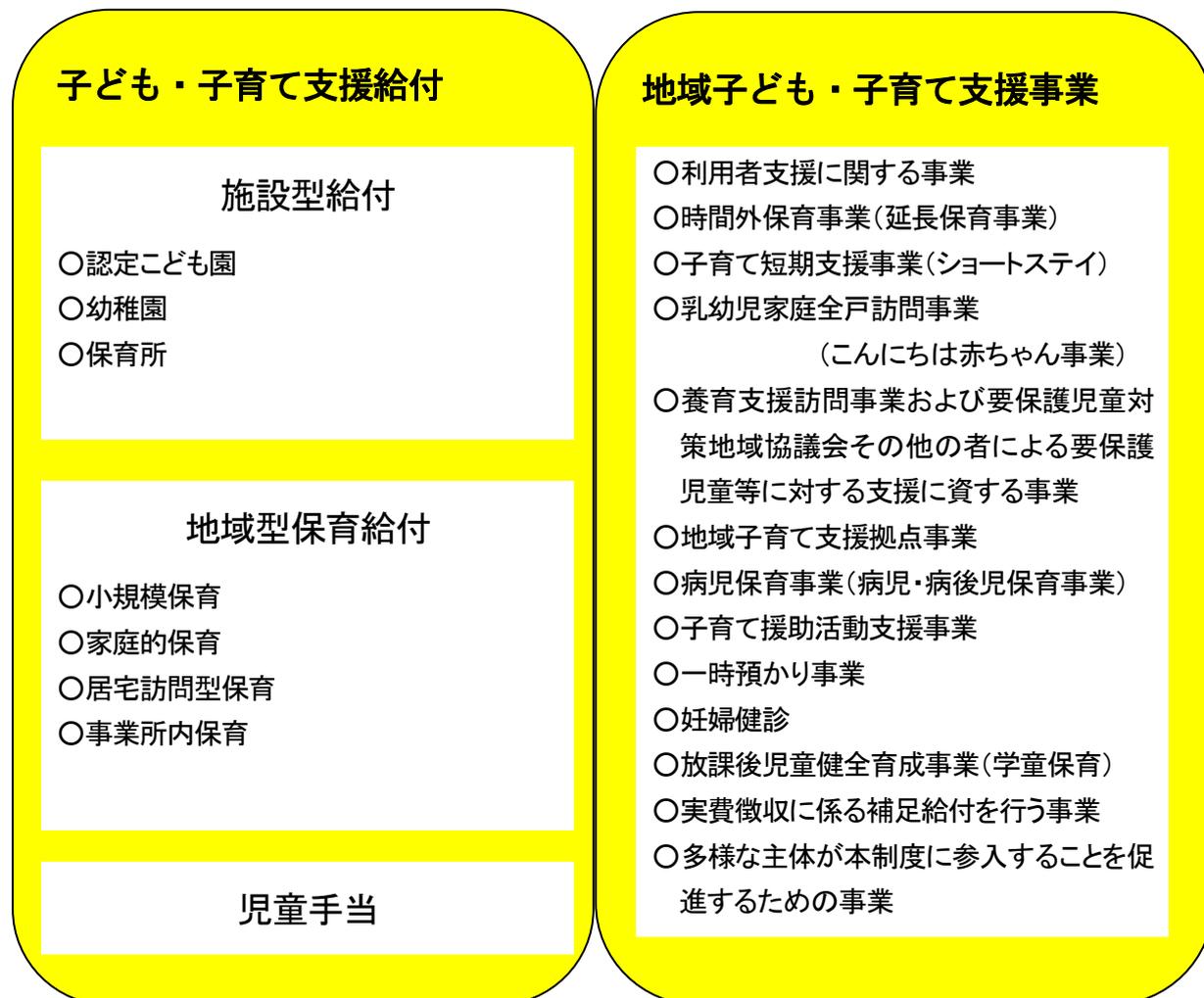
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
東久留米市次世代育成 支援行動計画（後期）				東久留米市 子ども・子育て支援事業計画				

4 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て関連 3 法に定める給付と事業

新制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

【新制度の「給付」と事業】



① 特定教育・保育及び特定地域型保育事業

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園、認定こども園、小規模保育等の施設を利用する場合、子ども・子育て支援給付の対象となります。

② 地域子ども・子育て支援事業

市町村が、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で 13 の事業が定められています。

(2) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市区町村が、客観的な認定基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みになっています。

認定は、以下の3区分です。

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳	なし	3歳以上の就学前児童（2号認定を除く）で、幼稚園や認定こども園等の標準的な時間（朝からお昼過ぎ頃）の利用を希望される方
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり (教育を希望)	3歳以上の就学前児童で、保護者の就労や病気などの理由で家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園等の利用を希望される方
	3～5歳	あり	
3号認定 (保育認定)	0歳 1・2歳	あり	3歳未満の幼児で、保護者の就労や病気などの理由で家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園等の利用を希望される方

5 計画の策定方法

(1) 基本的事項

本計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日号外内閣府告示第159号）を参酌し、策定しました。

(2) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、「東久留米市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の審議を行いました。同会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、東久留米市子ども・子育て会議条例を根拠に設置された機関です。

委員の構成は、

- (1) 市内に在住し、子ども・子育て支援に関する事業を利用する児童の保護者
- (2) 市内において子ども・子育て支援に関する事業を実施する者
- (3) 学識経験者
- (4) 子ども・子育て支援に関わる行政機関の職員
- (5) 公募による市民

となっています。

なお委員会は公開で行われ、審議内容は東久留米市のホームページで公開されています。

(3) ニーズ調査の実施

子ども・子育て支援事業計画は、子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等および地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、子どもとその保護者が置かれている環境、その他の事情を正確に把握した上で、これらを勘案して作成するものとされています。

本市では、適切な事業計画を作成する上で、地域の実情を把握する必要があることから、利用希望把握調査（ニーズ調査）を実施しました。

① 就学前児童調査

対象：市内に居住する0歳～就学前の子どもを持つ保護者2,000人（無作為抽出）

方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：平成25年10月18日から11月5日まで

有効回収率：44.8%

② 就学児童調査

対象：市立小学校2年生の子どもを持つ保護者848人（悉皆）

方法：学校配布・学校回収によるアンケート調査

調査期間：平成25年10月18日から10月29日まで

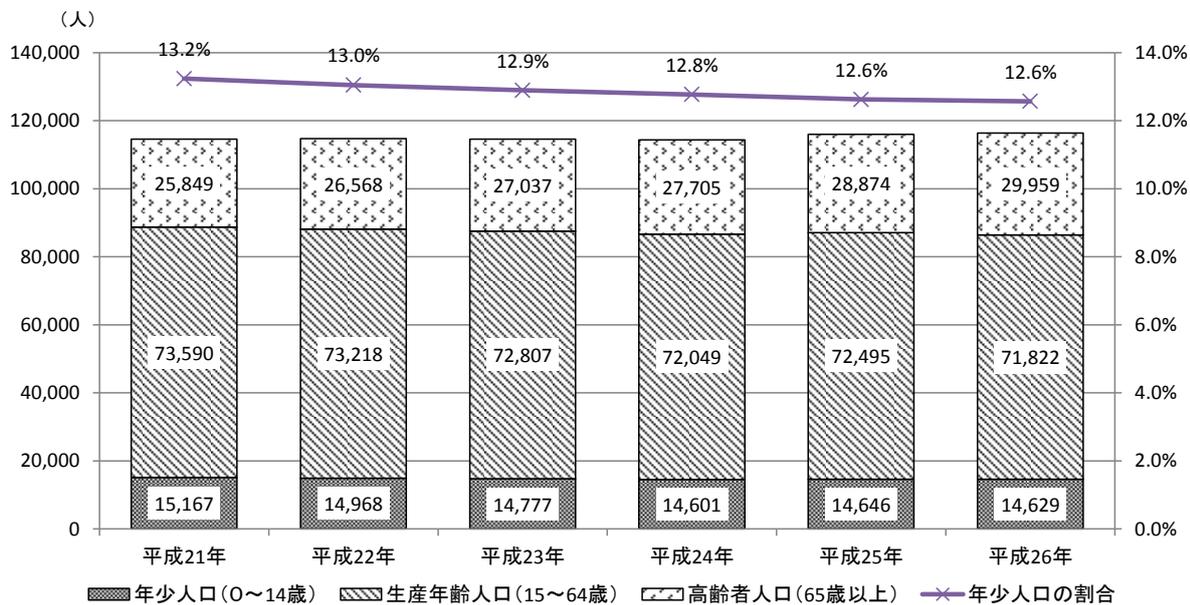
有効回収率：77.2%

これらの調査結果を、国の手引きに従って集計・分析し、ニーズ量算出の基礎資料としました。

第2章 東久留米市子ども・子育て支援等の現状

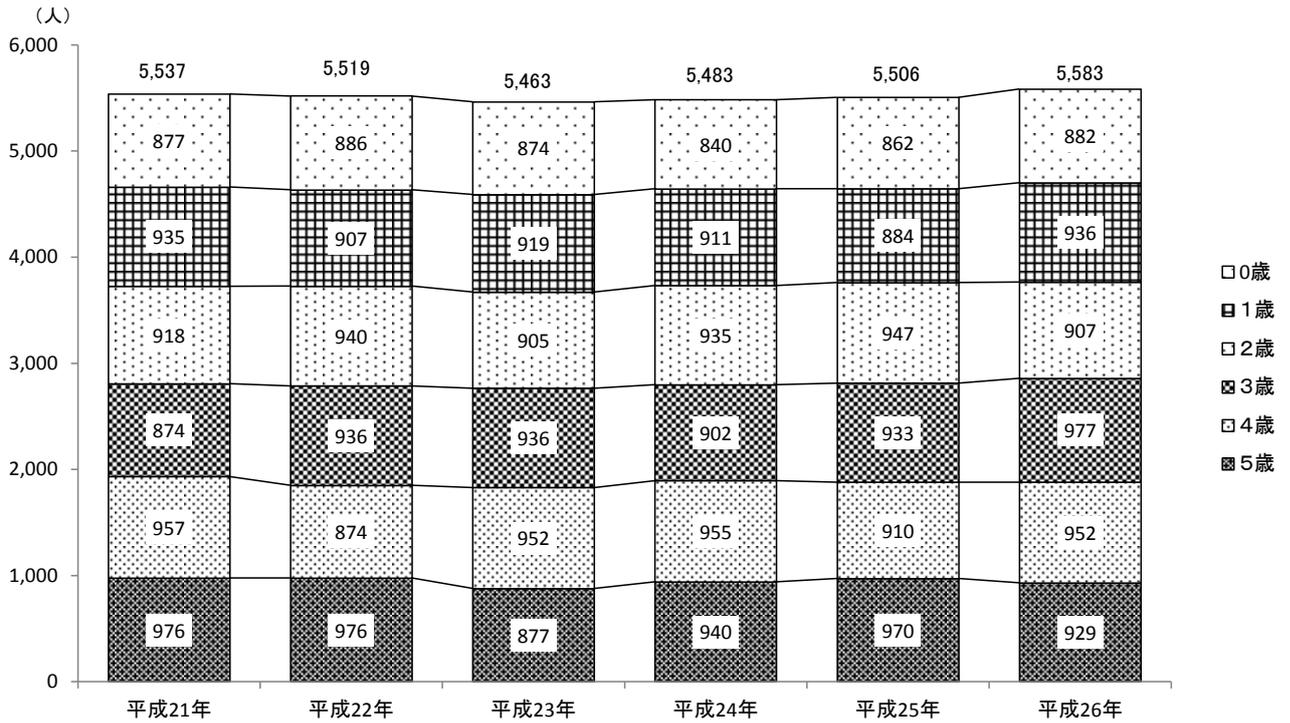
1 人口と出生の現状

①年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合



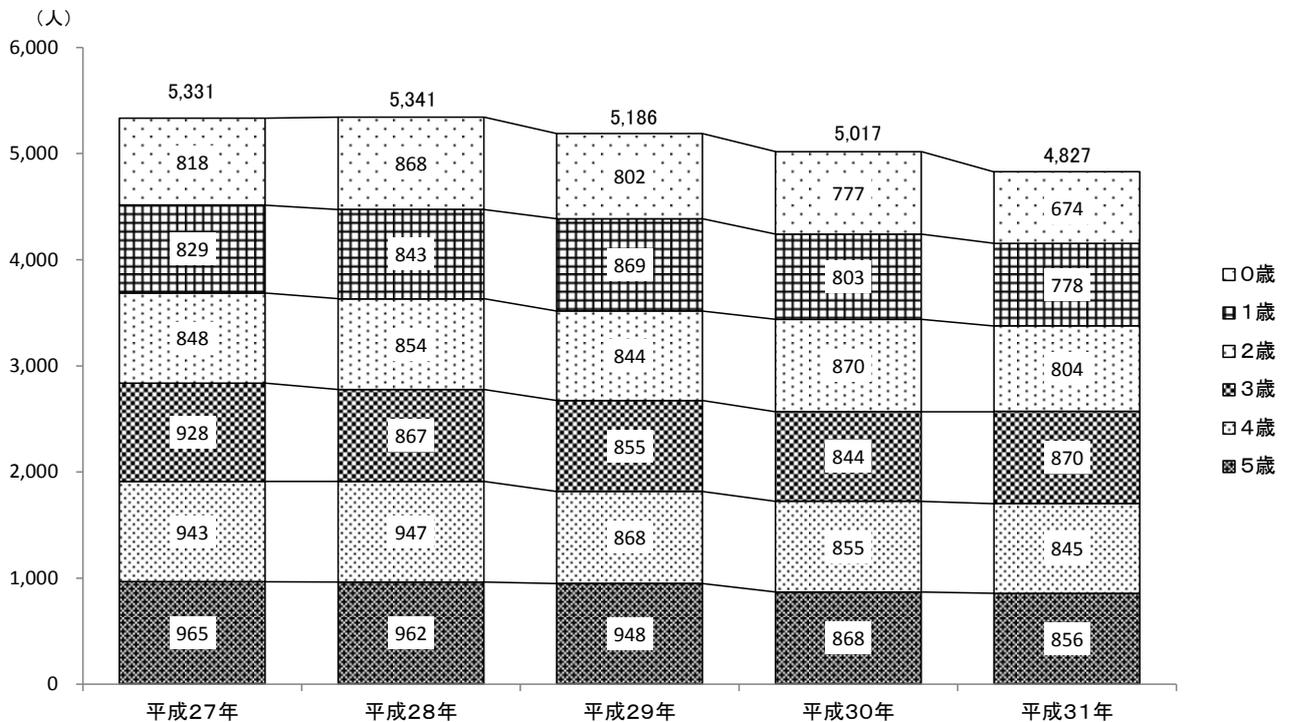
【参考】住民基本台帳各年4月1日(平成25年以降は外国人住民を含む)

②就学前人口の推移



【参考】住民基本台帳各年4月1日(平成25年以降は外国人住民を含む)

③就学前人口の推計



【参考】子育て支援課による推計

2 子育て支援の現状

(1) 教育・保育施設の現状

①認可保育園（認定こども園保育所部分含む）の施設数・定員・入所児童数

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
公立	施設数	10	11	10	10	10
	定員	984	1,004	1,004	1,014	1,011
	入所児童数	982	1,012	1,028	1,013	1,015
私立	施設数	5	5	6	7	7
	定員	506	500	554	671	671
	入所児童数	528	529	592	666	696
合計	施設数	15	16	16	17	17
	定員	1,490	1,504	1,558	1,685	1,682
	入所児童数	1,510	1,541	1,620	1,679	1,711

※各年4月1日現在

②認証保育所の施設数・定員・入所児童数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
施設数	2	3	3	3	3
定員	47	48	70	70	70
入所児童数	40	32	51	49	56

※各年4月1日現在

③家庭的保育事業（家庭福祉員）の施設数・定員・入所児童数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
施設数	6	7	7	6	8
定員	26	31	32	28	38
入所児童数	24	25	28	23	29

※各年4月1日現在

④幼稚園（認定こども園幼稚園部分含む）の施設数・認可定員・実園児数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
施設数	8	8	8	8	8
認可定員	2,155	2,155	2,155	2,225	2,295
実園児数	1,590	1,534	1,524	1,585	1,671

※各年5月1日現在

3 ニーズ調査の結果

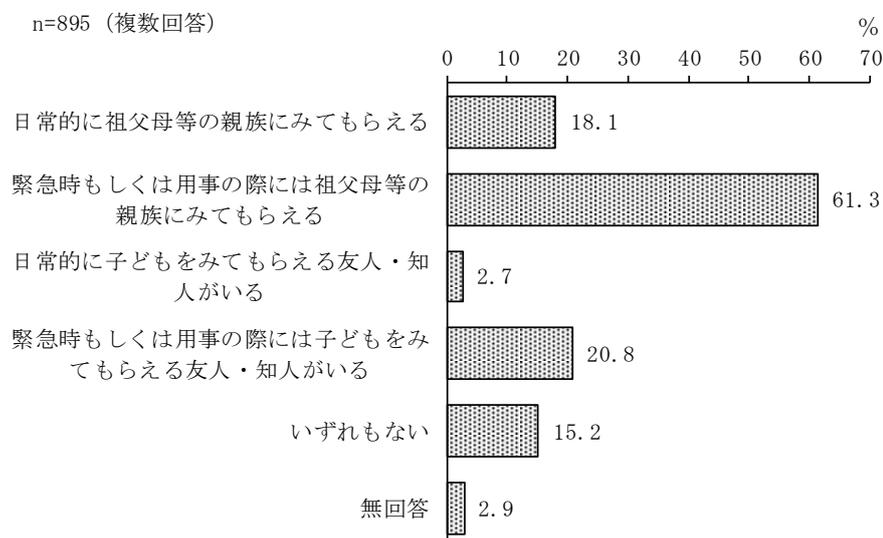
この計画の策定に当たり、子育て中の意見やニーズを的確に反映するために、アンケート調査を実施しました。

調査結果の主なものを掲載します。

◆子どもを見てもらえる親族・知人の有無◆

問 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

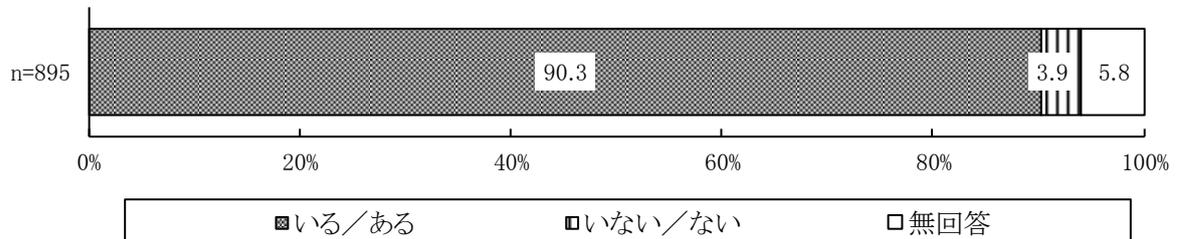
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、61.3%となっています。次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が20.8%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が18.1%、「いずれもない」が15.2%と続いています。



◆気軽に相談できる人の有無◆

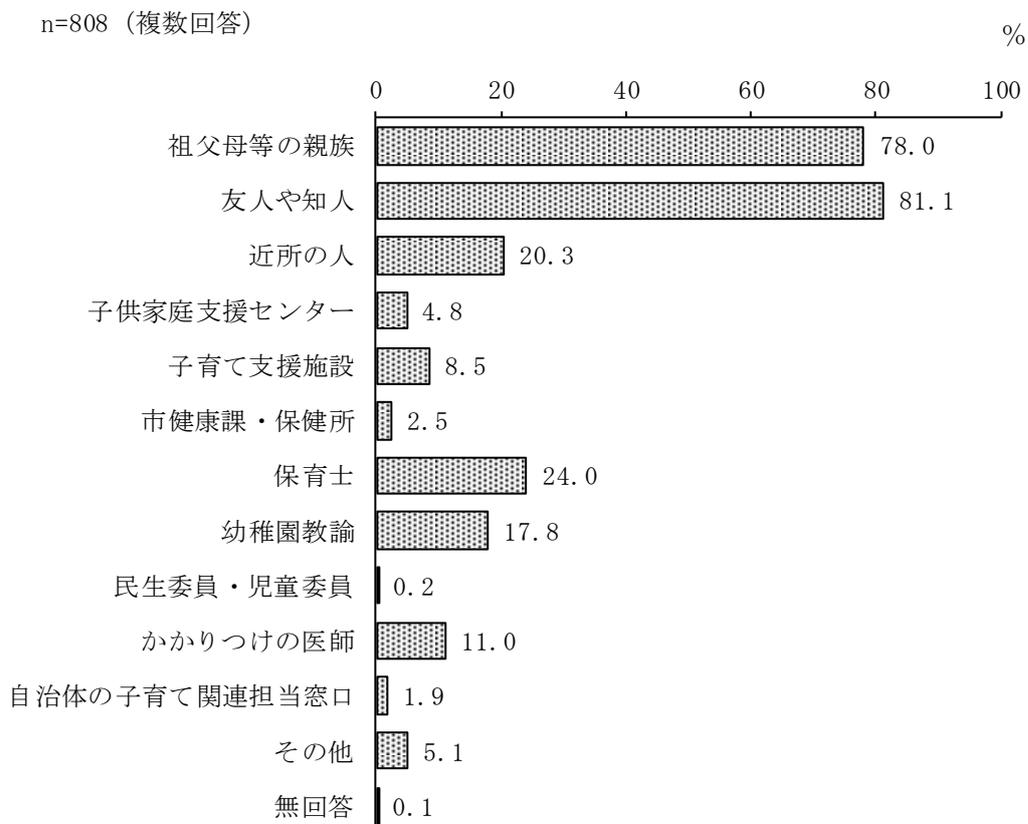
問 お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありませんか。

気軽に相談できる人や機関が「いる／ある」が90.3%、「いない／ない」が3.9%となっています。



問 お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

「友人や知人」が最も多く、81.1%となっています。次いで「祖父母等の親族」が78.0%、「保育士」が24.0%、「近所の人」が20.3%、「幼稚園教諭」が17.8%と続いています。

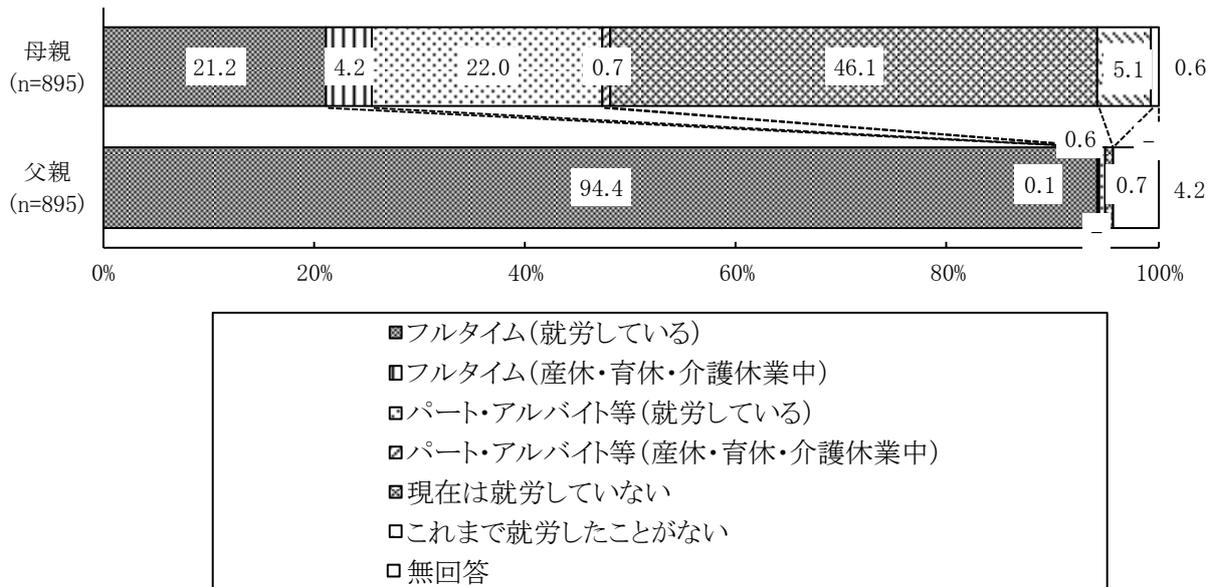


◆保護者の就労状況◆

問 宛名のお子さんの保護者の現在の働き方（自営業、家族従事者含む）はどのようなものですか。

母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多く、46.1%となっています。次いで「パート・アルバイト等で就労している」が22.0%、「フルタイムで就労している」が21.2%と続いています。

父親では「フルタイムで就労している」が最も多く、94.4%となっています。

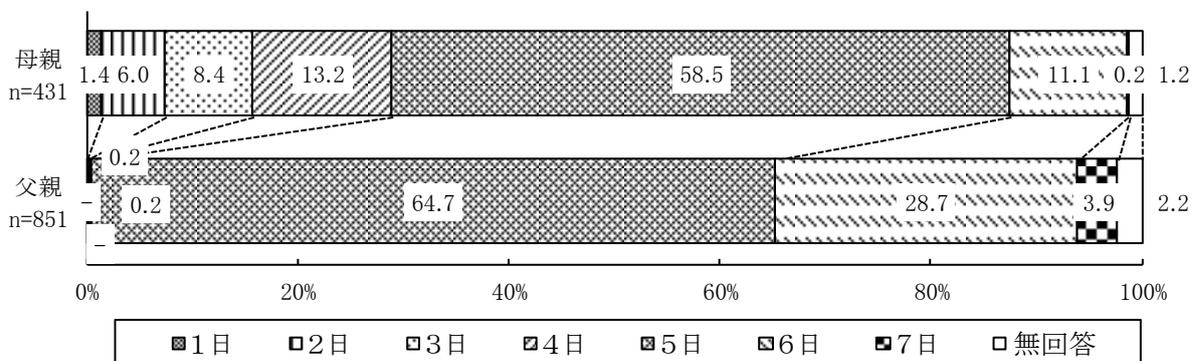


問 週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

【1週当たりの就労日数】

母親では「5日」が最も多く、58.5%となっています。次いで「4日」が13.2%、「6日」が11.1%と続いています。

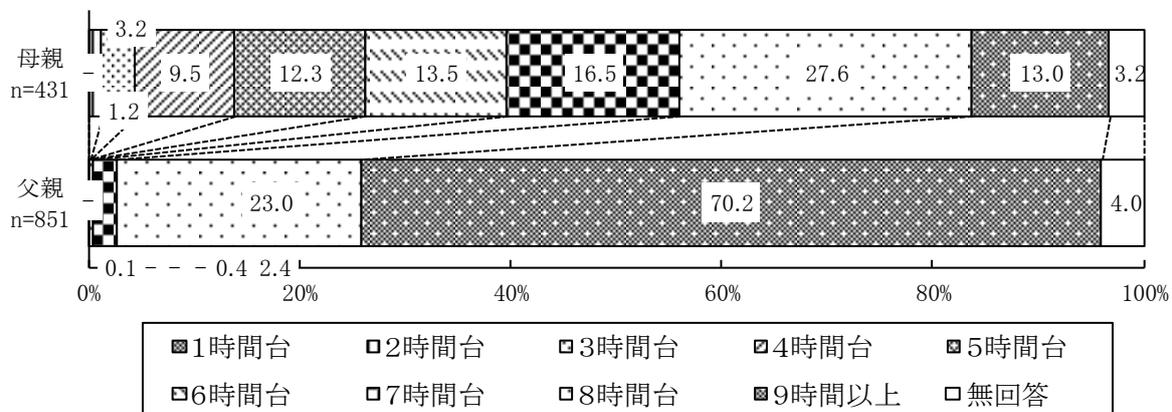
父親では「5日」が最も多く、64.7%となっています。次いで「6日」が28.7%と続いています。



【1日当たりの就労時間】

母親では「8時間台」が最も多く、27.6%となっています。次いで「7時間台」が16.5%、「6時間台」が13.5%、「9時間以上」が13.0%と続いています。

父親では「9時間以上」が最も多く、70.2%となっています。次いで「8時間台」が23.0%と続いています。

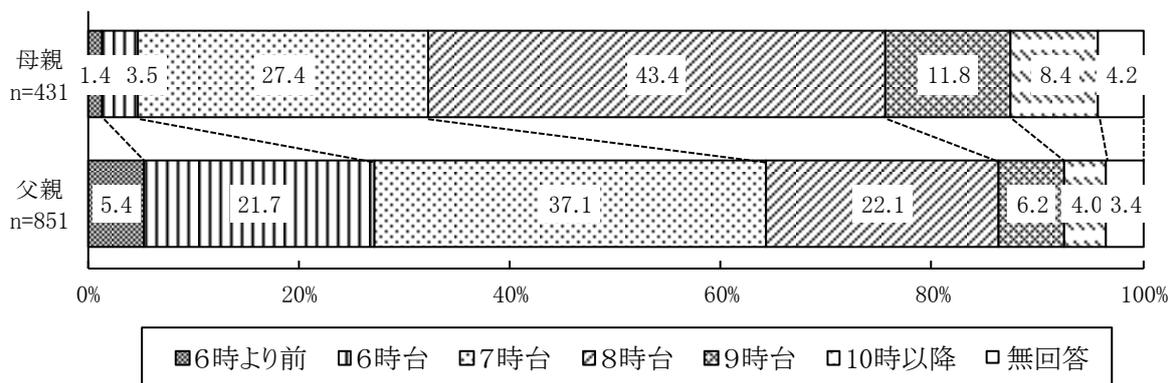


問 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

【家を出る時間】

母親では「8時台」が最も多く、43.4%となっています。次いで「7時台」が27.4%、「9時台」が11.8%と続いています。

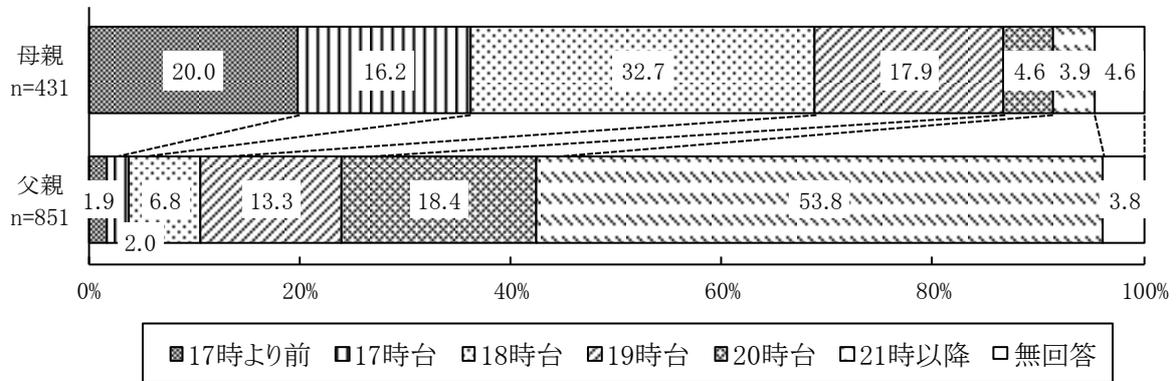
父親では「7時台」が最も多く、37.1%となっています。次いで「8時台」が22.1%、「6時台」が21.7%と続いています。



【帰宅時間】

母親では「18時台」が最も多く、32.7%となっています。次いで「17時より前」が20.0%、「19時台」が17.9%、「17時台」が16.2%と続いています。

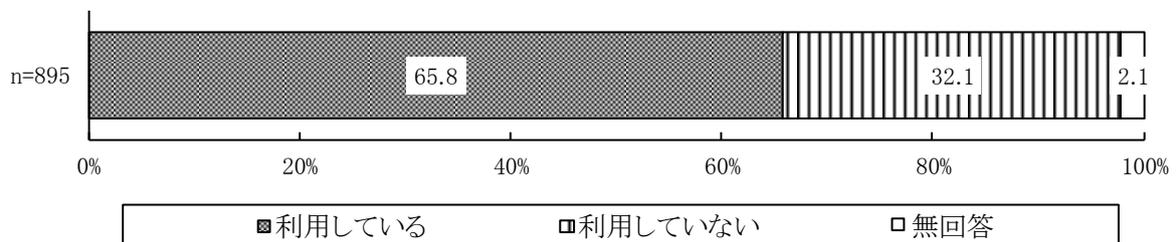
父親では「21時以降」が最も多く、53.8%となっています。次いで「20時台」が18.4%、「19時台」が13.3%と続いています。



◆平日の定期的な教育・保育事業の利用状況◆

問 お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

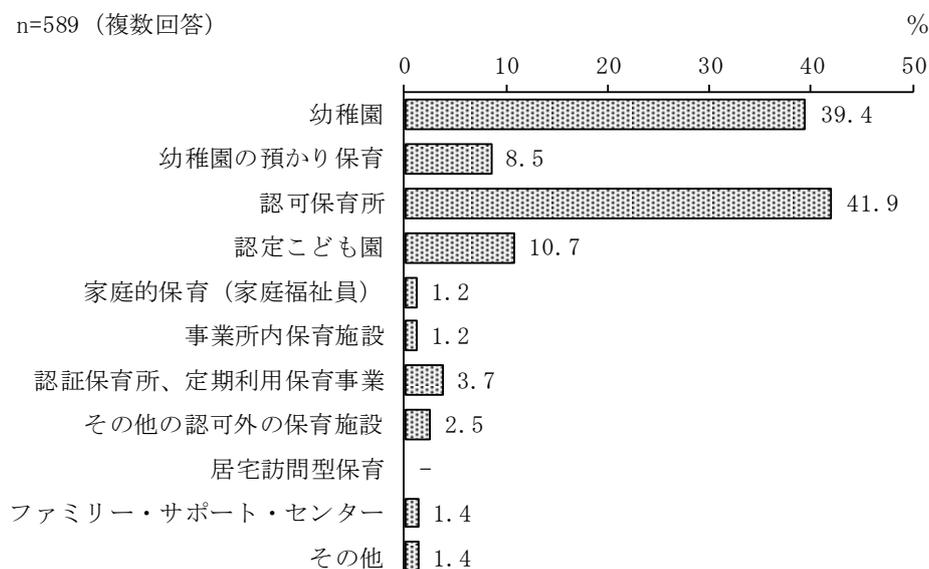
「利用している」が65.8%、「利用していない」が32.1%となっています。



問 お子さんは、平日（月～金）、幼稚園や保育園などを利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。

「認可保育所」が最も多く、41.9%となっています。次いで「幼稚園」が 39.4%、「認定こども園」が 10.7%、「幼稚園の預かり保育」が 8.5%と続いています。

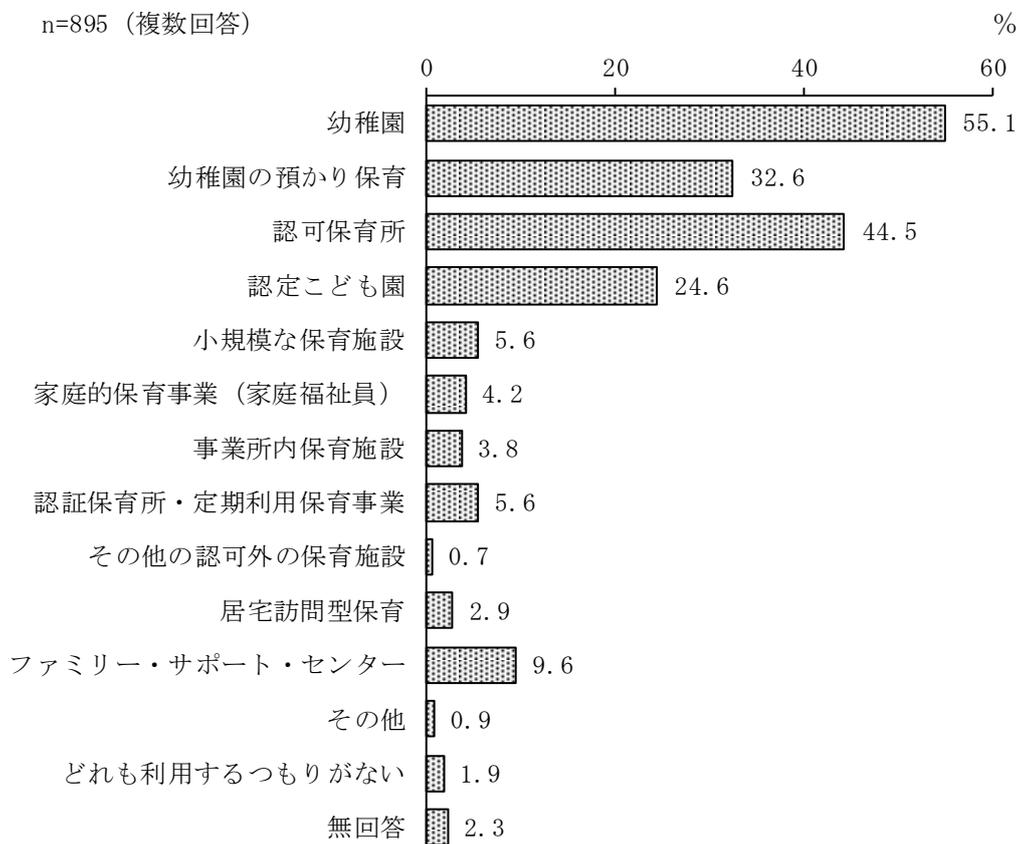
n=589（複数回答）



問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日（月～金）の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

「幼稚園」が最も多く、55.1%となっています。次いで「認可保育所」が 44.5%、「幼稚園の預かり保育」が 32.6%、「認定こども園」が 24.6%と続いています。

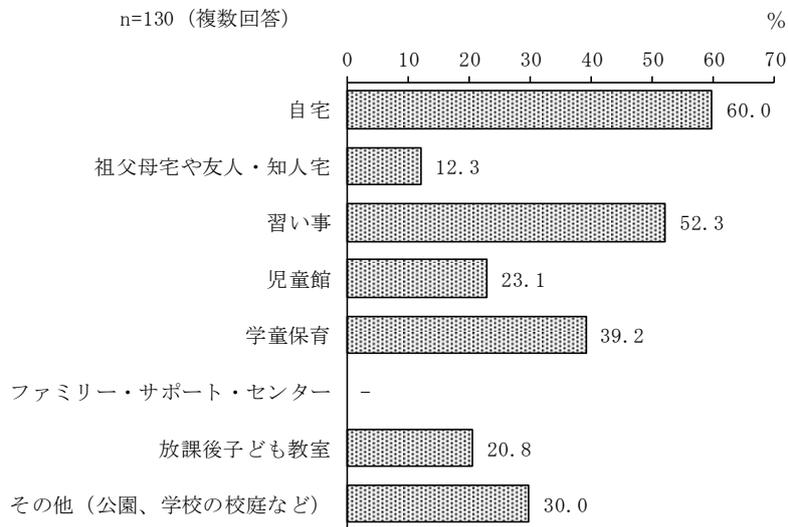
n=895（複数回答）



◆小学校就学後の放課後の過ごし方◆

問 小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後（平日（月～金）の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

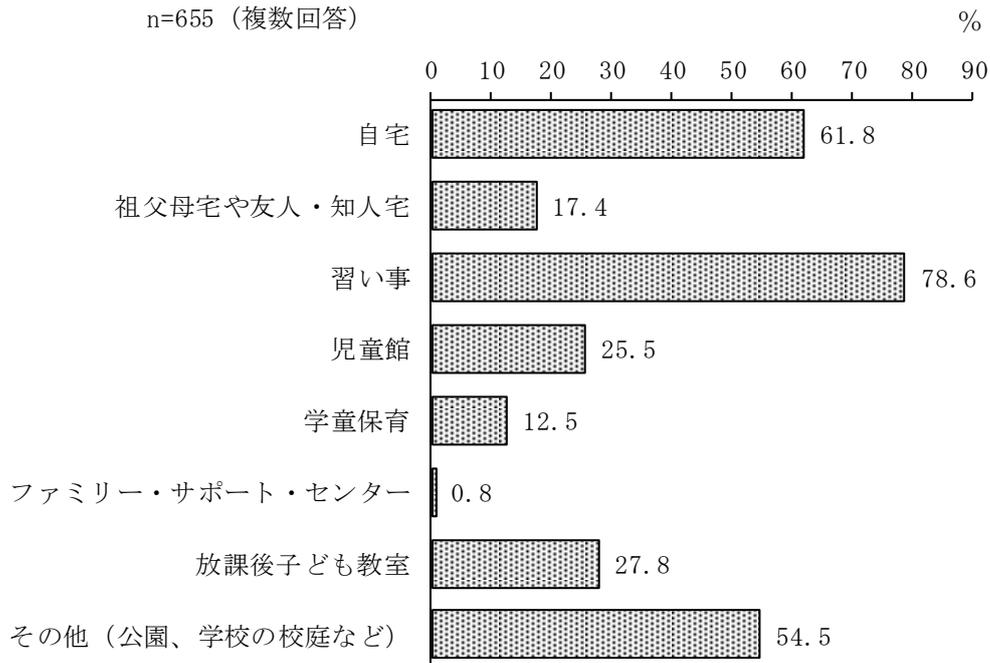
小学校就学前の児童を持つ保護者に、小学校入学後の放課後の過ごし方の希望を訪ねたところ、「自宅」が最も多く、60.0%となっています。次いで「習い事」が52.3%、「学童保育」が39.2%、「その他（公園、学校の校庭など）」が30.0%と続いています。



【高学年になってからの放課後の過ごし方の希望】

問 小学2年生のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日（月～金）の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか

小学校2年生の児童の保護者に希望する放課後の過ごし方を訪ねたところ、「習い事」が最も多く、78.6%となっています。次いで「自宅」が61.8%、「その他（公園、学校の校庭など）」が54.5%、「放課後子ども教室」が27.8%、「児童館」が25.5%と続いています。



第3章 基本事項

1 サービス見込み量の算出方法

子ども・子育て支援法において、市区町村は国が示す基本指針に則して5年を1期とする市区町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

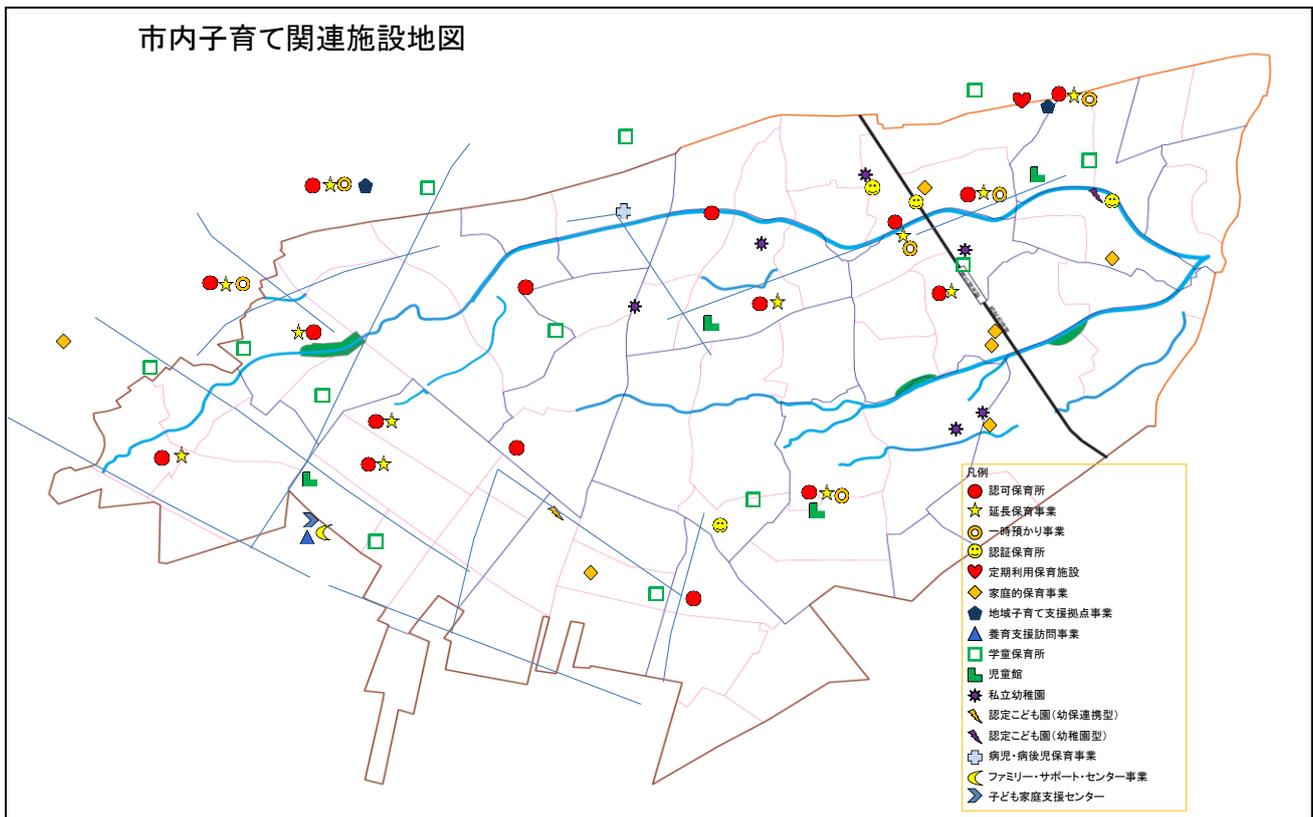
そのため、市区町村では教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用を把握するとともに、保護者に対する調査を行い、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し・具体的な目標設定を行うこととなります。

平成25年に実施した子育て支援等に関するアンケート調査の結果をもとに、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月・厚生労働省）に基づいて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計を行いました。

2 教育・保育提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域（「教育・保育提供区域」）を定める必要があります。

本市では、現状の利用実態に即している、施設の整備を広域的にできるので柔軟かつ合理的な需給バランスの調整や弾力的な運用を行うことができるなどの理由により、市の全域を一つの提供区域とすることとします。なお、「放課後児童健全育成事業(学童保育)」に関しては、現状どおり、各小学校区を提供区域とします。



3 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

市内に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、家庭的保育事業（家庭福祉員）、認可外保育施設等の利用状況」に、ニーズ調査により把握した「利用希望」を踏まえて以下の認定区分ごとに「量の見込み」を設定します。

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳	なし	3歳以上の就学前児童（2号認定を除く）で、幼稚園や認定こども園等の標準的な時間（朝からお昼過ぎ頃）の利用を希望される方
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり (教育を希望)	3歳以上の就学前児童で、保護者の就労や病気などの理由で家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園等の利用を希望される方
	3～5歳	あり	
3号認定 (保育認定)	0歳 1・2歳	あり	3歳未満の幼児で、保護者の就労や病気などの理由で家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園等の利用を希望される方

(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期

(1) の「量の見込み」(下表①)に対応するよう、「教育・保育の提供体制の確保の内容および実施時期(確保方策)」を設定します。

単位:人

年度		平成27年度				
		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,425	265	1,202	215	783
②確保方策	特定教育・保育施設(※1)					
	新制度に移行しない幼稚園					
	特定地域型保育事業(※2)					
	認可外保育所(※3)					
②-①						
年度		平成28年度				
		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,425	265	1,202	228	792
確保方策	特定教育・保育施設(※1)					
	新制度に移行しない幼稚園					
	特定地域型保育事業(※2)					
	認可外保育所(※3)					
②-①						
年度		平成29年度				
		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,425	265	1,202	211	800
②確保方策	特定教育・保育施設(※1)					
	新制度に移行しない幼稚園					
	特定地域型保育事業(※2)					
	認可外保育所(※3)					
②-①						

※1 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所
 ※2 市より、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認を受けた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育
 ※3 市が運営費支援等を行っている認可外保育施設等(定期利用保育・認証保育所)

年度		平成 30 年度				
		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,425	265	1,202	191	781
②確保方策	特定教育・保育施設(※1)					
	新制度に移行しない幼稚園					
	特定地域型保育事業(※2)					
	認可外保育所(※3)					
②-①						
年度		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,425	265	1,202	177	739
②確保方策	特定教育・保育施設(※1)					
	新制度に移行しない幼稚園					
	特定地域型保育事業(※2)					
	認可外保育所(※3)					
②-①						

- ※1 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所
 ※2 市より、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認を受けた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育
 ※3 市が運営費支援等を行っている認可外保育施設等（定期利用保育・認証保育所）

4 地域子ども・子育て支援事業に関する事業

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

【事業の内容】

子育て中の親子や妊婦等が、幼稚園・保育所などの施設あるいは地域の子育て支援事業の中から必要な支援を選択して円滑に利用できるように、行政窓口その他の場所で専任職員が情報提供、相談、援助を行い、関係機関との連絡調整を行う事業（新規事業）です。

【平成25年度 実績】

新規事業のため、実績なし

【今後の方向性】

====

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	か所					
②確保方策	か所					
②-①	か所					

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業の内容】

2号認定または3号認定を受けた子どもが、保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間に保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【平成25年度 実績】

945人

【今後の方向性】

====

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	1,018	1,020	990	958	922
②確保方策	人					
②-①	人					

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業の内容】

保護者が出産や病気などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対し、市が委託する児童養護施設等に子どもを預け必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う場合があります。

【平成25年度 実績】

52人日

【今後の方向性】

子育て短期支援事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できている状況です。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人日	291	292	283	274	264
②確保方策	人日	730	730	730	730	730
②-①	人日	439	438	447	456	466

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業の内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

【平成25年度 実績】

854人

【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できている状況です。今後も継続的に実施していきます。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	876	924	864	828	732
②訪問数	件数	876	924	864	828	732
訪問率 (②/①)	%	100	100	100	100	100
確保方策	実施体制：15人（常勤保健師10人、委託助産師5人） 実施機関：東久留米市福祉保健部健康課 委託団体等：東久留米市助産師会					

(5) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【事業の内容】

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図ります。

【平成25年度 実績】

〇〇〇〇件

【今後の方向性】

＝＝＝＝

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (延べ訪問件数)	件数					
確保方策	実施体制： 実施機関：					

(6) 地域子育て支援拠点事業

【事業の内容】

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

【平成25年度 実績】

13, 232人

【今後の方向性】

地域子育て支援拠点事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できていると考えています。なお、事業周知を強化し、既存の施設の有効活用を図ります。今後も子ども・家庭支援センターなどの子育て関連施設や民間の幼稚園、保育所における地域活動の利用状況、利便性などを踏まえ事業内容について検討していきます。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人日	45,844	47,130	46,211	45,107	41,452
②確保方策	か所	2	2	2	2	2

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業の内容】

子どもが病中又は病気の回復期であって、集団保育が困難で医師が必要と認めた期間、医療施設等に付設された専用スペース等で、一時的に保育及び看護ケアを実施する事業です。

【平成25年度 実績】

196人日

【今後の方向性】

病児保育事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できていると考えています。今後も事業の周知を継続的に実施し、利用状況を踏まえ、利便性の向上に努めます。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人日	882	885	876	848	815
②確保方策	人日	880	880	880	880	880
②-①	人日	△2	△5	4	32	65

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の内容】

子育てのお手伝いをしたい会員（サポート会員）と、子育てのお手伝いを受けたい会員（ファミリー会員）による、組織的な相互援助活動（有償ボランティア活動）です。事前に事業説明会に参加し、入会する必要があります。

【平成25年度 実績】

サポート会員 205名
 ファミリー会員 491名
 両方会員 7名
 活動件数 3,644人日

【今後の方向性】

====

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人日	4,947	5,044	5,044	5,044	4,992
②確保方策	人日					
②-①	人日					

(9) 一時預かり事業

【事業の内容】

幼稚園や保育所で急な用事など、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、子どもを預かる事業です。なお、幼稚園での教育標準時間以降の預かりも一時預かり事業となります。

【平成25年度 実績】

預かり保育、一時預かりとして、65,820人日

【今後の方向性】

====

①預かり保育（幼稚園における在園児対象）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1号認定	人日	17,338	16,971	16,329	15,693	15,718
	2号認定	人日	50,058	48,999	47,146	45,310	45,381
②確保方策		人日					
②-①		人日					

② 一時保育（①以外）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		人日	52,827	54,214	53,158	51,784	47,683
②確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	人日					
	ファミリー・サポート・センター事業 (就学前児童)	人日					
②-①		人日					

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦検診）

【事業の内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第13条を根拠に実施している事業です。現在、本市においては、妊娠確定後、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた方に、妊婦健康診査14回分と妊婦超音波検査1回分を一部公費で受診できる受診票をお渡ししています。

【平成25年度 実績】

10,880回

【今後の方向性】

今後も継続して実施していきます。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (受診券配布件数)	件数	924	864	828	732	732
②1人あたりの 健診回数	回	15	15	15	15	15
総健診回数 (②×③)	回	13,860	12,960	12,420	10,980	10,980
確保方策	実施場所：委託医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：個別 検査項目：国が定める基本的な妊婦健診項目（体重・血圧・尿・血液検査 他） （②の1人あたり健診回数には、超音波検査1回分が含まれます）					

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業の内容】

保護者の就労などの理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図る事業です。

【平成25年度 実績】

小学校3年生までを対象とした事業の際に待機児童はいませんでした。

【今後の方向性】

====

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第一小地区	①量の見込み	人	88	98	97	96	94
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第二小地区	①量の見込み	人	101	103	103	108	106
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第三小地区	①量の見込み	人	93	99	95	98	96
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第五小地区	①量の見込み	人	105	113	120	122	120
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第六小地区	①量の見込み	人	66	71	73	73	71
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第七小地区	①量の見込み	人	112	108	109	111	108
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第九小地区	①量の見込み	人	108	112	115	121	118
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第十小地区	①量の見込み	人	76	70	69	63	61
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小山小地区	①量の見込み	人	67	65	63	66	64
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
神宝小地区	①量の見込み	人	53	49	48	47	46
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
南町小地区	①量の見込み	人	86	86	80	82	80
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
本村小地区	①量の見込み	人	51	48	46	46	44
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
下里小地区	①量の見込み	人	30	30	31	30	29
	②確保方策	人					
	②-①	人					

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

【平成25年度 実績】

【今後の方向性】

(13) 多様な主体が制度に参入することを促進するための事業

【事業の内容】

【平成25年度 実績】

【今後の方向性】

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

市は、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及を図るため、次の内容に取り組みます。

- ・幼稚園教諭と保育士の合同研修など、必要な支援を行います。
- ・教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互の連携並びに、認定こども園、幼稚園及び保育所との連携を推進します。

第4章 その他の事項

1 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

(1) 情報提供の推進

産前・産後の休業及び育児休業後に、職場への復帰が希望に応じて円滑に行われるよう、特定教育・保育の利用を希望する方への情報提供を進めます。

(2) 保育需要に応じた定員の拡充

育児休業からの復帰が円滑に進むよう、保育需要の多い1歳児の定員を拡充し、希望する児童が保育を受けられる体制を整えます。

2 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都との連携

(1) 児童虐待防止

児童虐待は、子育てで家庭の孤立化や不安や負担の解消を図ることが何よりの防止策であり、市ではこのような観点からも各種相談事業等を行います。また、児童の生活環境や心身の状態などから虐待の兆候をとらえ、未然に、または早期に対応ができるよう、十分な体制を整えます。

市では、子ども家庭支援センターを中心に、福祉、医療、保険、教育、警察等の関係諸機関と連携して早期発見・早期対応に備えるとともに、小平児童相談所等の専門機関と協力し、虐待を受けている子どもの保護や、保護者に対する援助を行います。

(2) 特別な支援を要する児童への施策

身体の障害等により、特別な支援を要する児童への療育等については、乳幼児健診をはじめとするさまざまな事業を通じて、児童とその保護者に対する支援が適切に行えるよう施策を進めます。

相談事業においては、親が子どもの発達の遅れや障害・病気などについての不安を軽減できるよう、発達相談や就学相談を行います。

学校教育においては、校内委員会・特別支援コーディネーターの配置、指名のほか、特別支援学級、通級指導学級を設置し、特別な支援の必要な児童、生徒一人一人のニーズに対応した特別支援教育を実施します。

また、都や医療機関などの専門機関との連携を進め、地域での自立生活を支える総合的な支援を引き続き推進します。

(3) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭について、相談支援や生活支援等、ニーズに合わせた支援を関係各機関とともに行います。特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では、子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、本市では、各種手当や助成、給付金等の制度を活用して経済的自立を援助するとともに、就労支援などの生活全般の自立に向けた総合的な取り組みを行います。

3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

子育てが円滑に取り組まれるためには、男女ともに仕事と生活の調和がとれた生活を営むことが大切です。

市では平成23年に策定した「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等推進プラン」で、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備のための具体的な取り組み・支援を行う」こととしています。

雇用機会均等法や育児・介護休業法など、法律や制度の整備・充実は進んでいます。しかし、依然として育児休業を取得しづらい職場環境が残っていたり、休業後の職場復帰や子どもの病気の際の配慮不足、長時間勤務の常態化は続いています。

企業・地域の子育てに対する理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものになるよう、今後も、市の関係部署や市内事業所等をはじめとする民間団体、NPOなどと連携して、ワーク・ライフ・バランスが実現するための取り組みを進めます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であると考えます。

子ども・子育て支援の推進については、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立って、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげていきます。